

請負工事における履行遅延への対応

渡部 博嗣¹

¹ 芹谷地域振興事務所

当事務所で発注契約した道路整備工事において、契約工期内に工事が完了しない事案が発生した。この事案に対処するため実際に行った手続やその根拠について整理し、今後の同様案件の参考となるよう記録する。

また、今後このような事案が再び発生することの無いよう、当初契約後からの受注者に対する監督業務について検討し、その内容を紹介する。

キーワード 履行遅延, 手続, ペナルティ, 施工管理, チェックシート

1. 道路整備工事の概要

(1) 道路整備工事の概要

本事案の工事（以下「本件工事」という）概要は以下のとおりである。

請負金額：約55,000千円

契約工期：2013年10月～2014年3月（当初）

2013年10月～2014年8月（変更）

工事概要：道路拡幅工事（大型積ブロック他）

現場概要：一級河川芹川の河道内での作業

(2) 関連工事の概要

本件工事は以下の工事と密接な関連があり、履行遅延への対応検討において十分留意する必要があった。

別工事(A)：本件工事後、道路拡幅部の交通安全施設工事および舗装工事を行う。

別工事(B)：別工事(A)の完了後、落石対策工事を行う。なお別工事(B)は遅くとも2015年3月までに完了する必要がある。

幅員が狭小な現道の通行を確保しながらの作業となるため、本件工事を含め、別工事(A)(B)を同時並行して作業することが不可能であり、本件工事に履行遅延が発生したことにより、別工事の工程に大きな影響が出ることとなった（図-1参照）。

(3) 履行遅延に至る経緯

本件工事は2013年10月に契約し、その後11月に契約した別工事(A)と併せて工事の地元説明会を開催したが、2013年度中は現地においては仮設工さえも着手していない状態であった。

2014年3月に別工事(A)と共に工事調整会議を開催。

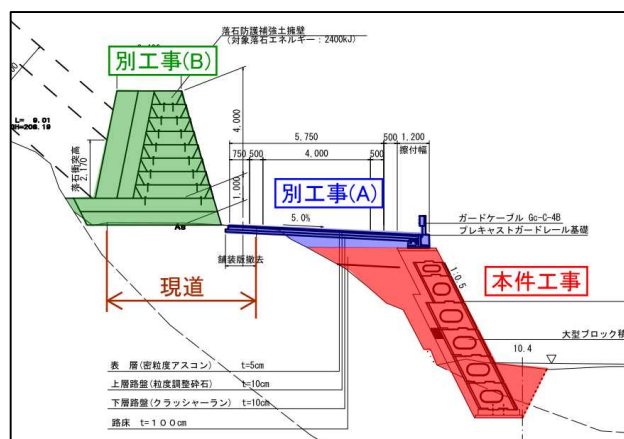


図-1 標準横断面図（本件工事＋関連工事）



写真-1 本件工事現場状況（10月3日撮影）

あらためて工程を検討させ、工期を2014年8月に変更した。このため別工事(B)については2014年9月から現地作

業に着手できるよう発注準備を進めることとした。

その後、仮設工には着手したがメイン工事に着手しなかったため、5月と6月にその旨の指示票を切り、ようやく6月中旬より掘削作業を開始された。

作業開始後、現場の作業状況を確認すると、作業員3名という小編成で作業をしており、8月の契約工期までに完成できないことが懸念された。また本件工事は芹川河道内での作業であるため、大雨による河川増水の懸念もあった（2013年度は台風第18号による大雨により、芹川も水位が大きく上昇し、一部床下浸水等の被害があった）。このため7月に詳細な工程表を提出させ、作業員の増員等を指導した。

しかし、出来高率約50%の時点で契約工期を向かえ、結果として履行遅延となった。受注者にその原因を聞き取りしたところ「大型積ブロックの製品を決定するのに時間を要した」とのことだった。別工事(B)は計画通り2014年9月に契約できたが、現場作業にとりかかれられない状態となった。

2014年10月に工事は完了し、約1.5ヶ月の履行遅延となった。

2. 履行遅延に伴う手続およびその根拠

本件工事への対応方法について監理課審査契約担当に相談したところ「受注者の倒産等にかかる事務処理マニュアル」（平成24年10月1日 滋賀県土木交通部監理課）（以下「マニュアル」という。）に準じて手続等を行うようご指導いただいた。

ただ、本マニュアルはそのタイトルのとおり「受注者の倒産等にかかる」内容であるため、本件工事への対応においては事務所内で相談のうえ、例えば催告書の文例を微修正するなど本マニュアルを柔軟に活用することとした。

(1) 契約工期超過後の契約の有効性

最初に疑問に思ったことは「契約工期を超過した場合、その契約は引き続き有効なのか」、つまり契約工期後も受注者には「契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡す」という債務（契約約款第1条第2項）が残るのか、という点であった。

この点については、以下の点から推論し、「契約工期を超過した後であっても、受注者には工事目的物を発注者に引き渡すという債務が残る」と解釈した。これは契約約款第45条に「発注者は、工事が完成するまでの間は、（中略）この契約を解除することができる」とあり、つまり「工事が完成するまでの間は契約が有効である」と解釈できるからである。

また、民法の解説では「履行遅滞の場合には、履行期を徒過したあとでも、債権者は履行が可能な限り本来の

債務の履行を請求することができる。」¹⁾とある。

ただし、この見解について監理課契約審査担当からはこれが唯一の解釈であるとは限らないこと、契約解除は原則契約工期内に行う必要があること、を補足されたことを申し添える。

いずれにしても、この点を押さえることによって、工期超過後も引き続き本契約に則り、監督業務を継続できるものとした。

(2) 履行遅延か契約解除か

契約工期内に工事が完了しない場合について、契約約款には次の2つの手続について記載がある。

まず第42条には履行遅延の場合における損害金等として「受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。」とある。

次に第44条には発注者の解除権として「発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。(2)その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないときまたは工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでない」と認められるとき。」とある。

どちらの手続をとるかについては、発注者の裁量で選択できるものと解釈したが、実際には以下の状況を勘案して、第42条の手続を採用することとした。すなわち、

現場は鋭意作業中であり、受注者には工事を続行完遂する意志が見られた。

契約工期までの完成は絶望的だが、約1ヶ月の遅れをもって工事は完了の見込みであった（相当の期間内に工事を完成する見込みである）。

契約解除をすると本件工事の完成がさらに遅れ、もって別工事(A)(B)の完成が大きく遅れてしまう。

(3) 履行遅延の損害金請求に伴う手続

具体的な手続についてはマニュアルに準拠することとした。

まず最初に「催告書」により施工の促進を図るよう催告するとともに、今後の施工計画を記載した工程表の作成提出を要求し、受注者に工事継続の意志があるかどうかを文書提出という形で明示させた。受注者から工程表が添付された工事継続願が提出され、工事継続の意志とその目標工期を確認することができた。もしこの時点で受注者に工事継続の意志が確認できなかった場合は、契約解除に踏み切っていた。

工事継続の意志が確認され、またその目標工期が当方が妥協できる範囲内であったため、工事完了まで引き続き履行させることとした。なお、この時点で履行遅延による損害金や後述する入札参加停止処分についても受注者に対して説明を行った。

契約工期日において、出来高確認を行った。これは履行遅延の損害金を算出するときに必要となる出来高数量確認のためである。そのため、受注者と現地立会をしただけでなく、出来高確認書を作成し双方で一部ずつ保管することとした（インフレスライドの手続を参考とした）。

契約工期から遅れること約1ヶ月、本件工事は無事完了した。完了検査を実施した後、出来高数量を基に損害金を算出し、請負代金の支払いの際に、請負代金額とこの遅延損害金とを相殺して支払う（民法第505条）ことで損害金を徴収した。

3. 履行遅延に伴うペナルティ

履行遅延に伴うペナルティには、前章で記載した損害金の他に入札参加停止の処分がある。

これは「滋賀県建設工事等入札参加停止基準」に基づくもので、履行遅延の場合はその遅延日数に応じて1～3ヶ月の間、入札参加停止処分となる。ちなみに契約解除の場合は「正当な理由なく契約を履行しないとき」となり6ヶ月の入札参加停止となるそうである。

また、契約工期内に工事を完成させられなかったこと及びそのために関連工事の進捗に重大な支障が生じたことから、工事成績評定についても大きな減点となった。工事成績評定が60点を下回ると、その通知の日から3ヶ月間は同種工事の競争参加資格がなくなるというペナルティも2010年度から実施されている。

このように、履行遅延によるペナルティは企業にとって深刻なダメージとなることを発注者および受注者ともにあらかじめ十分認識しておく必要がある。

なお、ペナルティではないが、2014年8月9日から10日にかけて台風第11号が本県に襲来した。昨年度の台風ほどの雨量ではなかったものの、近隣の雨量観測所では総雨量401mm、時間最大34mmもの雨が降った。

当時現場では芹川河道内へ降りるための仮設道路があり、このため河道断面の半分ほどが大型土のうで締め切られていた。また大型積ブロックもまだ1/3ほどしか完成していなかった（写真2）。

9日16時頃はまだ芹川水位はそれほど上昇していなかったが、22時頃には護岸天端まであと50cmのところまで水位が上昇し、近接する民家に床下浸水するのではないか、という状況にまでなった。

その後も雨の勢いは強弱があったが、大型土のうを撤去するなどの対応により、結果的に民家に被害が出ることはなかった。一方、当然ながら河道内の施工ヤードは一部が流失したが、幸い施工済みの大型積ブロックに損傷等は発見されなかった（写真3、4）。

契約約款第29条には不可抗力による損害として「工事



写真2 現場状況（台風前：8月7日撮影）



写真3 現場状況（台風中：8月10日撮影）



写真4 現場状況（台風後：8月11日撮影）

目的物の引渡し前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより（中略）損害が生じたときは」「受注者は、（中略）損害による費用の負担を発注者に請求することができる。」とある。

本件工事において受注者より被害報告や費用負担の請求は無かったが、仮に請求があったとしても以下の点において請求には応じない予定であった。すなわち、

契約工期が8月末であったことから、適正に履行していれば8月9日時点では本件工事はほぼ完了していたはずであり、その場合損害は無かったはずである。

つまり、今回の被害は「受注者の責めに帰すものである」と考える。

本来、河道内における工事は非出水期に施工することが大原則である（当然、そのように発注している）。工事の履行遅延はこのような形で受注者に対してペナルティになりうるという教訓のように感じた。

4. 戦略的監督業務

さて、今回の事案で、受注者に対する日常の監督業務の重要性を痛切に感じる事ができた。今後このような事案をできるかぎり回避すべく、必要なときに時機を逃さず指示ができる、言うなれば「戦略的」な監督業務を目指したいと考えた。

私の基本的な考え方として、次の4点をあげる。

初めから悪意（例えば工期を守らない）をもって受注する業者はいない。ルールが遵守できないのは「準備が足りない」からである。

このため、まずは発注者が技術基準やルール等を熟知し、それを受注者と共有するとともに、特に注意すべき点については契約後の早い段階で伝え、現場管理に活かしてもらう。

その上で、なおルールが遵守できないのであれば、しかるべき措置（適正な評価、ペナルティ）を取りうることをあらかじめ受注者に示し、必要であれば毅然とした態度で措置を実行する。

こうすることで、適正業者の育成、不適正業者の排除を行うことができ、もって県内インフラの品質を確保し、最終的には県民にとって有益な結果につながる。

(1) 工事着手時の協議シート

適正に工事を履行させるための最初の一手は、契約直後の初回打合せのときと考える。このときに、発注者側が求めている事項を伝えることができれば理想的である。このため「工事着手時の協議シート」（図2）をあらかじめ作成しておき、発注者側から工事関係データや地元協議内容等の情報の提供ミスを防ぐとともに、受注者に対して工事の施工管理上の留意点を伝えることができる。そしてこれが最も大切なことかもしれないが、この内容を書面で記録に残すことによって「あらかじめ伝えた」

工事着手時 協議シート
(初回打合せ時に使用)

I. 関連情報等の提供

(1) 工事関連資料の提供
 ・設計図書データ（設計図面、数量計算書、特記仕様書）
 ・用地関係データ（用地平面図・実測図、求積表、等）
 ・測量関係データ（基準点・水準点、関連工事の工事前測量成果）
 ・構造計算データ（大型積ブロック、落石防護欄、ボックスカーポート、等）

(2) 工事説明会の開催
 ・説明会資料の作成 → 説明会の開催予定時期 _____ 月 _____ 日 頃

(3)
 （その他、地元との調整事項（乗り入れ箇所など）や留意事項を列記する。）

II. 適正な施工管理

1. 着手前の手続
 (1) コリンズ登録 (※請負金額が 500 万円以上の工事)
 (2) 設計図書の照査 照査報告書の提出予定日 _____ 月 _____ 日
 (3) 工事前測量 測量報告書の提出予定日 _____ 月 _____ 日
 ※監督職員の承諾を得ない基準点等は使用できない。
 (4) 施工計画書 施工計画書の提出予定日 _____ 月 _____ 日
 段階確認一覧 出来形・品質管理 過積載防止 特殊車両許可

2. 施工中の手続
 (1) 施工体制台帳、下請人報告書
 顔写真入り 名札
 (2) 工事材料
 ※「その他及び品質規格証明書等を併せて（現場代理人が）確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない」

3. その他留意事項
 ・「施工状況」という写真を撮影する際は、その作業が完全に完了した時点で撮影すること（例えば「転圧状況」は、完全に転圧が完了した時点で撮影する＝しっかり転圧できていることの証明）。
 ・中間検査（検査課検査）に先立って、プレ中間検査（監督員検査）を予定。成果のまとも方等について事前に確認したい。
 ・段階確認は「検査」であるため、現場が完全に完了していないと立会しない。
 ・午前と午後時間を決めて気温を測定すること（現場に温度計は必須）。日報に記載。
 （その他、現場作業や現場管理にあたって留意すべき点をあらかじめ列挙しておく）

図2 工事着手時の協議シート

施工管理チェックシート

工事番号	平成〇年度 第〇-〇号	発注機関	丹波地域振興事務所
工事名	〇〇〇〇線 補助道路整備工事	請負人住所	〇〇
工事場所		氏名	〇〇建設(株) 担当:〇〇
契約工期	当初 平成26年9月2日 ~ 平成26年1月30日	請負額(当初)	50,000,000
	変更 平成26年9月2日 ~ 平成26年3月2日	請負額(変更)	52,000,000
I 着手時			
<input type="checkbox"/> 着手届、契約工程表、建退共			
<input type="checkbox"/> 契約締結の14日以内に、契約工程表が提出された。			
<input type="checkbox"/> 契約工事始期日以降30日以内に工事に着手した。（工事着手日=現場事務所建設or測量開始日）			
<input type="checkbox"/> 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。			
<input type="checkbox"/> 監督技術者（主任技術者）の資格者証の内容を確認した。			
<input type="checkbox"/> 現場代理人等層には健康保険証等の写しを添付した（直接的な雇用関係を確認する）。			
<input type="checkbox"/> 施工体制台帳に記載された監督技術者と監督技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。			
<input type="checkbox"/> 工程表において、準備工の内容および着手時期について確認する。			
<input type="checkbox"/> 準備工後、本体工事に着手しない場合は、指示票にて工事履行を催告する。			
<input type="checkbox"/> 現場代理人が著しく不適当な場合は、書面により措置を請求することができる(約款第12条)			
仕 P1-3	〇工事着手日は、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始）の日とする。		
仕 P1-6	〇請負人は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。		
契約第3条	〇受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。		
付 1-1	〇請負人は、現場代理人と請負人との直接的な雇用関係を確認できるもの（健康保険証等の写し）を現場代理人等層に添付して提出しなければならない。		
2 工務方			
<input type="checkbox"/> 事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に発注機関に申請した。			
仕 P1-5	〇請負人は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績報告サービス（CORSS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報にて登録のための確認の依頼しを作成し監督職員の確認を受けた。受注時は契約後、上掲且、且雇且、且日等を除き10日以内、登録内容の変更が可能な書類を提出し、且日、且日、且日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。 <small>登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更登録時は、工務、技術者に変更が生じた場合にのみ登録し、工事請負代金額が変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,000万円を超えて変更する場合は変更時登録を行うものとする。 また、登録機関発行の「工事内容確認書」が請負人に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時完成時の間が10日間を超えない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</small>		
3 設計図書の照査、工事前測量			
<input type="checkbox"/> 契約約款18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、結果を報告した。			
<input type="checkbox"/> 現場との相違事項がある場合、その事項が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。			
<input type="checkbox"/> 工事前測量の報告書を提出した。			
<input type="checkbox"/> 照査結果報告書の提出 提出日 平成 年 月 日 ※照査結果に疑義が無くても、提出するものとする。 照査結果に対する回答 回答日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 工事前測量報告書の提出 提出年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 既設測量標の確認 <input type="checkbox"/> 新設設置の報告			
仕 P1-4	〇請負人は、施工前および施工中において、自ら負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事項が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めるなければならない。		
付 1-1	請負人は、橋梁上部（欄干・歩道橋）、橋脚下部工、橋脚工、橋脚、橋脚、水門、堤、及び附属工等を含む橋梁構造工事の場合、事前に当該橋梁等について土木構造物物量設計（国土交通省）等を委託し設計図書の照査を行うものとする。		

図3 施工管理チェックシート

という事実を残すことができる。その後、万一工事履行に何らかの不具合が発生した場合、このような記録の存在は非常に重要になってくると思われる。

このシートに記載する施工管理の内容については、検査時によく指摘される共通仕様書等に記載のある事項（例えば、段階確認の内容、現場密度試験の頻度・規格値、特殊車両許可の記載、等）や、施工写真の撮り方（例えば「転圧状況」を撮影する際は、転圧作業の完了時点で撮影する＝転圧できていることの証拠、等）、また「段階確認は「検査」であると認識してください」等の留意事項を記載し、あらかじめ書面にして伝えるようにしている。こうすることで発注者が特に求めていることが明確となり、結果として満足できる工事目的物になると考える。

また、中間検査を実施するような工事においては、例えば出来高が25%ぐらいの時点で監督員によるプレ検査を実施することを伝え、出来形調書や写真のまとめ方などについて前もってアドバイスできればと考えている。その際に例えば施工体制点検を実施し、併せて安全管理や建退共証紙の確認なども実施できれば申し分ないと考ええる。

(2) 施工管理チェックシート

現在、施工の日常管理において「施工プロセスのチェックリスト」が活用されているが、紙面の都合から、その根拠規定が記載されていなかったり、履行が確認できなかった場合にどのように対応すべきか、また適正に履行させるためにどうすればよいか十分に認識できず、必要に応じて共通仕様書等を確認する必要がある。

このため「施工プロセスのチェックシート」を補完するものとして「施工管理チェックシート」（図3）を作成した。チェック項目とともに、その根拠規定や提出された資料のどのような点に着目すべきかを書き込むようにした。

理想としては、適正に日常の施工管理が実施できるとともに、工事成績評価の際に参考となるものにしていきたいと考えている。

(3) 随時更新

これらのシートを運用していく上で最も大切な点は、必要に応じて随時更新をしていくことと考えている。会計検査での指摘事項や、検査時によく指摘を受ける点、また基準等が改正された場合などについては追記するとともに、どの受注者も対応できているような事項は削除していくことも必要であると考ええる。

また、個々の職員がそれぞれの考えで更新していくことも有益だが、その更新内容を職員間で共有できればより理想的だと考える。

5. おわりに

今回の履行遅延への対応を振り替えると「必要な時期に必要な指示が本当に出来ていたか」という点については反省するところが大きい。つまり2013年10月の契約後から2014年3月までの間にもっと出来ることがあったのではないかという思いである。

切羽詰まった状態になってあらためて契約約款等を紐解くと、実はもっと早い段階で手を打つべきだった内容が発見されるものである。例えば、先に述べた契約約款第44条には発注者の解除権として「(1)正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき」は契約を解除することができる、とある。ここで共通仕様書の総則には「工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始すること）の初日をいう。」とあり、さらに「請負人は、特別の事情がない限り、工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。」とある。これらを併せて読み解くと「契約工期の初日から30日以内に現場事務所建設や事前測量に着手しないときは契約を解除することができる」ということになる。ということはこの時点においてまずは工事着手について催告することがより望ましかったということである。さらに言うところ契約約款第12条には工事関係者に関する措置請求として「発注者または監督職員は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められるとき（中略）は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。」とある。このように、工事の履行に際して何か不具合が発生した場合、実は発注者側には様々な対処方法が用意されているのである。いざというときには、こういうことを知っているだけで時機を逃さず、また精神的にも余裕をもって対応できるのではないかと考える。

この記録が今後の施工管理に少しでも役立つことができれば幸いである。

参考文献

- 1) 後藤巻則：契約法講義